

# 越前町スポーツ振興補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この告示は、越前町スポーツ少年団（以下「単位団」という。）、その他の児童、生徒及び社会人（以下「個人」という。）のスポーツ振興及び競技力向上に寄与するため、各種全国大会等に出場する単位団及び個人に対し、参加費等の補助をすることを目的とする。

## (対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、越前町に住所を有し、各大会実施要項に基づき登録した選手及び、それに随行する監督、コーチとする。

## (対象大会)

第3条 対象となるスポーツ大会（以下「大会」という。）は、県大会等の予選会を通過又は県以上の競技団体で推薦され、代表として出場する北信越大会規模以上とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 国内大会の場合

区分	対象者	大会区分	補助対象経費	補助割合	備考
単位団	選手	北信越大会規模以上	交通費	実費	補助金は、団員一人当たりの補助額を算出し、合計した額を団に補助する。
			宿泊費	※実費	
	監督等	北信越大会規模以上	交通費	実費の1/2	補助金は、監督等一人当たりの補助額を算出し、合計した額を団に補助する。ただし、1人10,000円を上限とする。
			宿泊費	※実費の1/2	
補助金の算出において、その他の団体等からの補助がある場合には、その額を引くものとする。 ※宿泊費の実費は、1人1泊8,000円を上限とする。					

個人	選手 (その他の児童・生徒)	北信越 大会 規模 以上	交通費	実費	補助金は、選手一人当たりの補助額を算出し、合計した額を個人に補助する。
			宿泊費	※実費	
	選手 (社会人)	北信越 大会 規模 以上	交通費	実費の 1/2	補助金は、選手一人当たりの補助額を算出し、個人に補助する。ただし、1人10,000円を上限とする。
			宿泊費	※実費 の1/2	
監督等	北信越 大会 規模 以上	交通費	実費の 1/2	補助金は、監督等一人当たりの補助額を算出し、個人に補助する。ただし、1人10,000円を上限とする。	
		宿泊費	※実費 の1/2		
<p>補助金の算出において、その他の団体等からの補助がある場合には、その額を引くものとする。</p> <p>※宿泊費の実費は、1人1泊8,000円を上限とする。</p>					

(2) 国外大会の場合

区分	対象者	大会区分	補助対象経費	補助割合	備考
単位団	選手	※ 国外 大会	自己 負担	1/3 相当	補助金は、自己負担金の1/3相当とし、1人50,000円を上限とする。
	監督等	※ 国外大 会	自己 負担	1/4 相当	補助金は、自己負担金の1/4相当とし、1人30,000円を上限とする。
	<p>越前町スポーツ少年団に登録している団員が、県の代表又は日本の代表として国外大会に出場する場合も対象とする。</p> <p>補助金の算出について、その他の団体等から補助がある場合には、自己負担金からその額を引くものとする。</p> <p>※国外大会には、交流事業等は含まない。</p>				
個人	選手 (その他の児童・生徒)	※ 国外 大会	自己 負担	1/3 相当	補助金は、自己負担金の1/3相当とし、1人50,000円を上限とする。

選手 (社会人)	※ 国外 大会	自己 負担	1/4 相当	補助金は、自己負担金の 1/4 相当とし、1人 30,000 円を上 限とする。
監督等	※ 国外大 会	自己 負担	1/4 相当	補助金は、自己負担金の 1/4 相当とし、1人 30,000 円を上 限とする。
補助金の算出について、その他の団体等から補助がある場合には、 自己負担金からその額を引くものとする。 ※国外大会には、交流事業等は含まない。				

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(団体の代表者及び個人。以下「申請者」という。)は、越前町スポーツ振興補助金交付申請書(様式第 1 号)に  
関係書類を添えて、第 3 条に規定する大会開催日までに、町長に申請し  
なければならない。ただし、町長が止むを得ない事由があると認めるとき  
は、大会開催日以降に申請することができる。

2 補助金交付の申請は、同一年度内において 2 回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第 4  
号)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第 7 条 申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、越前町スポーツ  
振興補助金変更申請書(様式第 5 号)に  
関係書類を添えて、町長に提出し  
なければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき交付決定の変更をするときは、前条の規定  
に準用し、変更交付決定通知書(様式第 6 号)により、申請者に通知する  
ものとする。

(補助事業の実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、  
対象となる大会終了後、速やかに越前町スポーツ振興補助金実績報告書(様  
式第 7 号)に  
関係書類を添えて、町長に提出し  
なければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けたとき、報告書等の書類の審査を行い、補助対象となる大会の実績が適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、越前町スポーツ振興補助金交付請求書(様式第11号)により補助金を請求するものとし、個人以外の申請者が請求するときは、委任状(様式第12号)を添えて請求するものとする。

2 町長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後に、越前町スポーツ振興補助金等交付請求書(概算払)(様式第13号)により補助金を請求することができる。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が虚偽の申請により、不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示及びこの告示に基づく指示に従わないとき。
- (3) 大会への参加を中止したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。